

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の改正にあたって パブリックコメントを実施しない理由

- 本省令案は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 8 号。以下「改正法」という。）により、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和 52 年法律第 94 号。以下「漁臨法」という。）の有効期限が延長されることに伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和 52 年労働省令第 30 号。以下「漁臨法施行規則」という。）の有効期限を延長するものである。
- 本改正は、改正法による漁臨法の有効期限の延長により必然的に生じるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当することから、パブリックコメントは不要である。
- なお、同様に有効期限の延長を行った過去の改正においても、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するとして、パブリックコメントは実施しなかった。

【参照条文】

- 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。